

北空知衛生センター組合職員の旅費支給条例

昭和41年4月19日
組合条例第5号

改正 昭和43年3月5日組合条例第5号
令和8年3月23日組合条例第1号

北空知衛生センター組合の職員旅費については、深川市職員旅費支給条例（令和8年深川市条例第5号）を準用する。

（令8組合条例1・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年3月5日組合条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年3月1日から適用する。

附 則（令和8年3月23日組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。